

第5回『日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議』議事録

開催日時: 令和4年10月 25 日(水)

10時00分～12時00分

〔出席者〕

(委員) 西原座長、伊東座長代理、大日向委員、加藤委員、神吉委員、川口委員、佐々木委員、田尻委員、西村委員、浜田委員、札幌委員、前田委員、山口委員
(文化庁) 圓入国語課長、中村地域日本語教育推進室長、石田文化戦略官、堀国語課長補佐、三浦地域日本語教育推進室長補佐、相田日本語教育評価専門官、増田日本語教育調査官、松井日本語教育調査官 他

※西原座長及び事務局は、文化庁特別会議室にて参加。

〔配布資料〕

- 【資料1】 有識者会議における検討の方向性に関する事項(たたき台案)
- 【資料2】 質の維持向上に係る仕組みの方向性(養成課程、実習)
- 【資料3】 日本語教師の教育実習・養成課程について
- 【参考資料1】 日本語教育人材の養成・研修の在り方について
- 【参考資料2】 日本語教育関係参考データ集

○西原座長:

ただいまから第5回日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議を開催いたします。本日は新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえて、オンラインで開催とさせていただきます。御発言いただく際には、挙手いただければと思います。こちらから御指名させていただきますので、名前を仰っていただいた後に御発言ください。御協力のほど、宜しくお願いいたします。また、本日の会議はオンラインで公開しておりますので、あらかじめ御承知おきください。本日は、日本語教師の養成等についての議論を予定しております。まず事務局から委員の出席状況の確認をお願いします。

○中村地域日本語教育推進室長:

本日は石坂委員が御欠席です。

○西原座長:

それでは本日の議事に入らせていただきます。前回からの継続検討事項である日本語教師の養成等につきまして、資料1から3をもとに議論していただきます。論点が多いので、前回同様、各

論点に区切って議論ができればと思います。まず試験についてということで議論をしていただきたいと思います。資料の内容について、事務局から説明をお願いいたします。

○圓入国語課長：

それでは、資料の説明に入らせていただきたいと思います。まず、資料1の、1枚目の表のたたき台の事項について御覧いただければと思います。前回から継続して日本語教師の国家資格に関する事ということで、(1)から(4)にわたりましてまとめて御議論をいただきます。今回は、(1)から(4)にわたって、全体について御議論いただく予定です。

まず試験について、新たに追記をさせていただいたところから中心に御説明いたします。9ページを御覧ください。これは前回、登録日本語教員ということでお伝えさせていただいたところです。そこに、試験についての記載と、その試験に合わせて実践的な教育実習、それから養成の関係をより明確にするという形を整理させていただきました。こちらについては令和3年8月の報告を踏まえて、改めての整理ということになっています。試験の区分ということで、昨年度の報告では、まず試験内容①で、日本語教育についての基礎的な知識及び技能に関する区分ということ、それから、②ということで、日本語教育についての基礎的な知識及び技能を活用した問題解決能力に関する区分ということで、いったん整理をさせていただきました。今回は、より①と②の関係性が分かるように整理しましたので、ぜひ先生方から御意見いただきたいと考えています。

昨年度は、まずは出題範囲が複数の区分にまたがる横断的な設問により、熟練した日本語教師に対する現場対応能力につながる基礎的な問題解決能力を測定する筆記試験②ということでおまとめいただきました。法律上に書くかどうかというのはありますが、これはより分かりやすくという意味で、先生方から方向性の御意見をいただければと思っています。たたき台では、“(応用)”ということで、括弧内に記載させていただいていますが、これは①に対する②における位置付けということで、少し記載を追加させていただきました。

次に 17 ページ、試験について御説明させていただきます。3の(1)筆記試験で、前回には記載がなかったところです。これも令和3年8月までの御議論を踏まえて、最初のところですが、(1)の下に、試験の基本的な性格等ということで、あらためて試験の位置付けというものを分かりやすく御説明をさせていただくために、方向性について御意見をいただければと思います。平成31年の文化審議会の報告などもいただき、また、養成課程との、試験との関係性もありますので、たたき台としては、最初のマルに書いてありますように、平成31年の報告書に書いてある、日本語教育の基礎的な知識及び技能の3領域、5区分、15 下位区分及び 50 項目ということで、少し長くなりますが、全て網羅するような形で書かせていただきました。必須の教育内容については、別途資料の2で用意させていただいておりますが、初めて目にする方々にとっても、その内容がどういったものなのかということを御理解いただけるような報告にさせていただければと考えております。

また、下の方のマルから、試験の内容等というところが、あらためてではありますが、平成31年から令和3年8月までの報告を踏まえて整理したものですので、省略させていただきます。18 ページ、試験の性格ということで、最初の 18 ページのマルに書いてあります、本試験は、養成修了段階で

習得しておくべき必要不可欠なもの、基礎的な知識及び技能が網羅的に備わっているものを確認・評価するものとして位置付けるということ、あらためて養成課程を経た方の試験①の免除ということの関係性もより具体化できたらということで整理させていただきました。またということで、その下に、養成段階の後、実際に日本語教師になられた方々がさらに身につけていただくべきことというのは、これも平成31年の報告にもありましたが、例えば、様々な分野別の研修の機会を設けさせていただいて、日本語教師の方々が登録日本語教員になられましたら、キャリア形成ということで、段階的に知識・技能を継続的に習得していただく養成・研修の全体像を、有識者会議の中でも先生方に方向性について御意見もいただければと考えております。

それも踏まえて、出題の内容、形式につきましても、最初のマルのパラグラフの下から4行目を御覧いただければと思いますが、「出題に当たっては、質を維持するため継続的に検証、蓄積し、開始後の試験の改善などに生かす。また、試験の目的を踏まえ、教員のキャリア形成を見据えた養成課程で習得する段階で求められる基礎的な知識及び技能を測る問題を精査、かつ標準的な問題を出題すること」を検討すると記載しております。これはどのような言葉で表現すればいいか、こういった形で、あくまで最初の養成段階、最初の日本語教師の入口の段階で身につけていただきたいことを、標準的な問題を出題するというような表現ぶりを書かせていただいております。

18 ページの(合否判定)のところですが、令和3年の8月の報告でもありましたが、指定養成機関の修了者は、筆記試験①を免除されるという仕組みとなりますと、筆記試験①と筆記試験②につきましては、それぞれ合格基準を設定させていただき、独立して合否判定をするということで位置付けを明確にさせていただきました。合格基準等につきましては、試験の性格付けを踏まえた標準的な合格基準の在り方について、今後専門家等の意見も踏まえた更なる検討が必要であると、こちらまとめさせていただいております。

次のページですが、試験の実施体制ということですが、こちら令和3年の報告でかなり詳しく指定試験機関に必要な要件というものをまとめいただいておりますが、こちらは最後のページのほうに回させていただいております。ただ、少し違うところを御紹介いたしますと、19 ページの2つ目のパラグラフ、マルの2つ目、教員の登録につきまして、登録をする機関につきましても指定をするといったような表に記されておりましたが、現時点では、教員の登録につきましては、登録日本語教員の方々のキャリアの形成に繋がるようにということも踏まえまして、登録証を発行、登録簿の管理など、新たなシステムとして、その在り方などについて、今年から、国において調査研究を始めさせていただいております。そういった結果を踏まえた具体的な仕組みを構築するということで、今のところは国で登録の受付など対応する方向で検討させていただいておりますので、令和3年の報告の表形式にありました登録機関については、いったん落とさせていただいております。

その他、下の次のポツですが、筆記試験の免除の対象者や免除する試験の範囲、これも令和3年の報告を踏まえて記載をしておりますが、あらためて必要な趣旨を書かせていただきたいということで、記載をしていけばと考えております。その他ですが、次の(2)以降はまた後程ということで、経過措置についても(4)で御議論いただくという時間を設けていただいておりますので、いったん御説明は以上とさせていただきたいと思っております。どうぞ宜しくお願いいたします。

○西原座長：

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして何か加筆修正、及び内容についてのご質問・ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。では、神吉委員、お願いします。

○神吉委員：

資料の作成ありがとうございます。17 ページの(1)筆記試験とあって、マルの2つ目です。「試験の一部(筆記試験①)の基礎的な知識及び」ですが、この2文目に「試験は養成機関における教育内容・方法等の標準化や改善・充実を促進する機能も有するものであり、指定日本語教師養成機関における教育課程の在り方と併せて検討する必要がある」というところです。この点に関して、ちょっと私は疑問を持っていて、まずこの文章の前段、試験が教育内容・方法等の標準化や改善・充実を促進する機能も有するという点については、少なくとも政策研究の観点からはエビデンスがないものだと思います。恐らくこれはいわゆる試験の妥当性、ウォッシュバック研究というのですが、その観点から改善を図る、いわゆる試験の波及効果ということをもしかしたら言っているのかもしれないですが、それは政策を動かすための根拠にはならないと思います。

理由はなぜかという、試験の妥当性の議論というのは、まず学習内容があって、その学習内容を適切に測定できているかどうかというのが妥当性の研究だと思うので、試験の妥当性ということを考えて政策を進めるにあたっては、まず議論しなければならないのは試験の在り方ではなくて、教育の中身だと思います。そういう構えで議論を進める必要があると思いますが、いかがでしょうかというのと、今の部分の記述はちょっと要修正ではないかと思います。以上です。

○西原座長：

要修正とおっしゃったのは、一番上から3行のところを修正するべきだという御意見でしょうか。

○神吉委員：

「試験は養成機関における教育内容・方法等の標準化や改善・充実を促進する機能も有する」という部分は、私はエビデンスがない表現だと思いますので、ここは削除したほうがいいのではないかなと。

○西原座長：

例えば、試験の妥当性についても、この段階できっちりエビデンスを書くべきだ、または、そういうエビデンスがあることが前提となるべきだという御意見でしょうか。

○神吉委員：

そこについては、試験の妥当性の議論というのは、教育内容に合っているかどうかというのが妥当性研究なので、記述としては、今のところをまず削除することと同時に、議論を、試験をどうする

か、つまり、試験を変えると教育が変わる論というのはよく出ますが、これは少なくとも政策研究としては妥当な議論ではないと思うので、議論の進め方として、試験を変えて中身を調整しようみたいな発想で進めるのは良くないと思うというのが、私の意見です。

○西原座長：

この部分が「試験を変えて」と読めるのですか。

○神吉委員：

私はそう読みました。

○圓入国語課長：

御指摘いただいた点については、少し修正をして工夫していかなければいけないとあらためて思いました。先程説明を省略いたしました。平成 31 年の審議会の報告におきまして、3領域5区分の必要な教育内容をお示しいただいて、現在、多くの大学、民間の養成研修機関において、それに基づいて教育の内容自体を改善を図ってきていただいているという報告をいただいております。参考資料には、例えば、大学・大学院では、わずかに減りましたが、179 ということで直近の数字もいただいております。241 課程、それぞれ審議会の報告を踏まえて、それぞれ大学の特色を生かしながら改善充実を図っていただいているところだと思います。

そういった実態を踏まえまして、試験のほうも見直しをしていただくという趣旨で書かせていただいたものですから、そういう意味では、妥当性の研究というのはまだまだ蓄積が十分ではない、エビデンスが十分ではないということかもしれません。中長期的な将来性を先生方に御意見いただきたいところですが、できれば教育内容をきちんと適切に測れるものかどうかということで充実を図っていきたい。それが両輪で相まって、日本語教育全体の質の維持向上につながるような、そういう仕組みという意味で書かせていただければと思っています。書き方については少し工夫をさせていただければと思います。

○西原座長：

札野委員、試験の内容の妥当性というような議論についてお考えがおありですか。

○札野委員：

私は神吉委員のお考えに賛成します。

○西原座長：

ここに書いてある赤字のパラグラフの狙いは、養成機関の中で教えられている内容と、試験①、の内容が同じでなければならないので、その前段として養成機関における教育内容が書いてあると読めるのではないかと思います。伊東委員、何かそのことについて御意見ありますか。

○伊東委員：

神吉委員の御指摘の部分に関しては、このパラグラフの最後の筆記試験①の出題内容と指定日本語教育機関との履修内容が整合することが必須であることと関連すれば、ここの三行目の文は、いわゆる試験はとにかく波及効果を有するものであるから、ちゃんと検討しましょうよ、その必要性があるよ、に留めていいと思います。ここで信頼性、妥当性まで言及する必要はないと思います。波及効果ということが重要ですので、このことによって色々なことが影響受けると、そのような書き方で留めておくのがいいかと思います。以上です。

○西原座長：

神吉委員、その点についてさらに御意見ありますか。

○神吉委員：

今の伊東委員の御提案に私も賛成です。

○西原座長：

ありがとうございました。大日向委員、お願いします。

○大日向委員：

私は現場におる者ですが、この試験の内容の詳細というよりは、考え方を申し上げたいと思って発言いたします。告示校の日本語教師というのは、ボランティア教師を除けば最も多く日本語教師が勤務する場です。日本語教育機関では、日本語教師の不足というのが、ここ数年来大きな課題でした。ここ2・3年、コロナの影響を受けまして、現場がなくなったということで、たくさんの教師が職を離れていって、まだ十分に戻ってきていないということから、この教師不足というのが非常に深刻な問題になっています。

そこで施設必置の制度となる登録日本語教員の試験について、申し上げたいです。この試験の内容はもちろんのこと、難易度、合格率、それからこれを受ける方たちの受験の負担、こういったことに配慮をいただいて、たくさんの方が受けられるようにしていただきたいです。教師の質を充実するということは、大切なことではございますが、同時に、量の確保というのも、告示校の日本語学校としては非常に切実な問題ですので、この辺にも十分配慮する必要があると考えています。

もう1点付け加えますと、告示校の教師不足の要因の1つは、やはり教師の処遇に問題があると思います。教師の処遇が十分ではないという意味です。告示校は、公的な財政支援を受けずに、学習者の学費だけによって学校運営しており、中々処遇改善できないという現状がありますので、この点においても、この制度が運用されることを契機にして、教師の処遇改善を目的とした、国による支援があるべきではないかと考えています。以上です。

○西原座長：

ありがとうございました。試験がどうあるべきかということの議論が進んでいますが、大日向委員がおっしゃったのは、試験の実施に関して、色々配慮すべきことがあるのではないかと御意見だっと思いますが、事務局から何かおっしゃることがありますでしょうか。

○圓入国語課長：

まず最初に大日向委員が仰った難易度等の御指摘がありましたが、その18ページの出題の内容、形式のところは、先程申しましたように、あくまで養成段階、もしくは試験を受ける段階で、最初のスタートの地点として「基礎的な知識及び技能を測る問題を精査、かつ標準的な問題を出題」と書かせていただいております、中々難易度というのは、どのようなレベルを求める難易度と仰るのか、それから合格率も、試験の性格、位置付けによって、また更に丁寧に御説明が必要であると考えておりますので、ぜひ先生方から御意見いただきたいと考えております。

質・量の確保というのも、現状をまずは社会に理解していただくことが重要かと考えておまして、試験のところではなくて、前段のところ、日本語教師の養成の状況や、試験を受けられている方、それから、大学の養成機関から現職として仕事に就く方が1割以下であるということも書かせていただきました。それがなぜそのような形になっているのかということについては、学校側の支援の面から考えることも必要かと思いますが、社会全体として、日本語教師の方が活躍するにはどうしたらいいかという観点で御意見いただければと思っております。できましたら、次回全体にわたっての御議論をいただく予定ですので、そういったところで御意見を頂戴して、記載を検討させていただければと思います。以上です。

○西原座長：

むしろ総論に書かれるべきことなのではないかと私には聞こえたのですが、次回には全体を通して御意見をいただくという、報告書としての取りまとめの段階に入ることですので、日本語教育界がどうあるべきかという範囲の中でもう一度御意見を承ればと思います。加藤委員、そのことについて何か補足的な御意見がありますか。

○加藤委員：

いえ、特にはありません。今の現状が今回の大きな動きの中で、いい形で連動していけばいいなと思っておりますので、その意味で、総論のところでもどこでも、でということでも、触れていただければと思っております。以上です。いえ、特にはですが、ただ本当に今の現状が今回の大きな動きの中でいい形で連動していけばいいなと思っておりますので、その意味で、総論でということでも、何にしても、触れていただければと思っております。以上です。

○佐々木委員：

私は今回の加わった部分から、試験①に関しては範囲がきっちり決められていて、その点でも以

前よりも楽になったと感じましたし、奇問みたいなものは出さないということも明記されているかなと感じて、だいたいまともなどうか、受けやすい形は出てきているかなという気はいたしました。それから、経過措置期間などもありますので、その点がもっと皆さんに伝わるようにきっちり書かれるといいなと感じています

18 ページの真ん中よりちょっと下のところですが、筆記試験にも関わってくるのですが「出題形式については、筆記試験①、筆記試験②ともに多肢選択式とする」と明記されたので、いよいよ完全にこうなったんだなということで、どうしても一言は言っておきたいと思っています。というのは、筆記試験②ですが、問題解決能力を測定するというような試験だと、ここに音声問題が入るのはもちろんいいことだと思います。筆記試験を残せないかなと私なんかは感じてしまいます。

○西原座長：

記述式ということですね。

○佐々木委員：

そうです。記述式を残せないかなと感じてしまう。というのは、民間試験に合格して、今日本語教育の現場で活躍していらっしゃる方々に、試験に備えて勉強した中で何が一番今役に立っているかと伺うと、音声と記述という答えが非常に多く出てきます。それはよく分かります。というのは、記述というのは、限られた時間に限られた量で、よく遭遇するような質問に対して、自分で考えて相手の日本語レベルに合わせて分かりやすく整理して発信する能力が試されるわけで、これは日本語教員に不可欠なものです。これは多肢選択では養うことが難しい能力で、これを記述で養っていた、試験の準備のために養っていたというところがあるわけです。

ですから、もしこれが記述はなくなる、多肢選択だけになるということであれば、そこで養った力を、ぜひ実習のほうで養っていただきたい。実習の在り方のほうに、これを必ず書き込んでいただくということをお願いしたいと思います。

○西原座長：

ありがとうございました。伊東委員、宜しくお願ひいたします。

○伊東委員：

まず私としては、17 ページの一番下の試験の内容等と、今佐々木委員が指摘された出題形式、このことはここで断定してしまっているのかということを感じております。問題解決能力をどのように測定するかということの検討がないままに、いわゆる多肢選択形式とする、で良いのかということです。

問題解決能力というと、やはりただ多肢選択で選ぶという行為ではなく、想像力や、自らの考えを表現するということになると、記述式という形式もアリではないかと思いました。なぜならば、この段階のこの原稿では、まだ検討するとか、これからいわゆる考えていくということが書かれているので、

そういう余白を残すということであれば、出題形式については、問題内容との整合性を考えながら検討するという形で留めてもよいのではないかと思います。以上です。

○西原座長：

ありがとうございました。特に試験②についてということですね。

○伊東委員：

そうです。

○札幌委員：

私も、問題解決能力を測るといえるときには、どんな解決策を選んだかだけではなくて、そこに至る理由付け、その論理関係をきちんと考えられるかどうかというところが本来見るべきところであるとすると、もし全問多肢選択になってしまうと、そのプロセスのところ、確率論的に鉛筆を転がしたら何点か当たるといふ多肢選択はちょっと危ないなと思うので、今ここでは限定しないほうがいいかなと思います。あとは、採点者の負荷や公平性という問題もあるので、多肢選択を除外せよということまでは言いませんが、一部記述の問題も入れていいのではないかと思います。

それから、その1つ上、18 ページのところ、「音声媒体とした」と、こちらも限定的に書いてありますが、必ずしも音声に限定しなければいけないのかなというようにも思うので、もう少しこの辺りも検討が必要かと思います。以上です。

○西原座長：

ありがとうございました。佐々木委員、伊東委員、札幌委員、共通して試験②についての御意見をいただきました。

そして記述問題、音声と限定するというようなことを、この段階でこの文章に書き込まないほうがよいのではないかと御意見と伺ってよろしいでしょうか。

○圓入国語課長：

御意見ありがとうございます。御指摘としては、問題解決能力をどう測るかというのは、確かに非常に難しいところかと思っております。ただ、佐々木委員も最後仰っていただきましたように、この後御議論いただく実践的な教育実習というもの、これからは必須にさせていただくということもありますので、これから資格を取得される方々にとって、どのような形が一番望ましいのかと、両方を併せ持って、問題解決能力を測っていただければと考へまして、今回試験はこのような形にさせていただきました。

あと、まだ詳しくは御説明できておりませんが、試験については、試行試験というものを来年度以降もしできましたらスタートさせていただきたいと思っております。そのときにも、これまでの御議論を踏まえて、先生方の御意見をいただきながらその仕組みをつくって、実際試行してみるということに

なる機会があります。ですので、そこでどうするかというところにもつながりますので、ここに書き込まないで、いつ御報告として方向性いただけるかというのは、今後のスケジュールにも影響してくるものですので、今日色々御意見いただいたことも踏まえまして、後程御議論いただく教育実習と併せて、今回の有識者会議で一定の方向性をいただければと考えております。宜しくお願いいたします。

○西原座長：

ありがとうございます。大日向委員から、受験の人数のことが言及されましたが、大学受験生に対しての試験では結局記述が消えましたよね。試験人口 50 万人が受ける場合と、今現行の日本語教育能力検定試験ですと規模が違うわけですね。

○圓入国語課長：

現在行われている日本語教育能力検定試験は、1 万人規模です。

○西原座長：

現在行われている日本語教育能力検定試験は、大学入試に比べれば格段に少ない受験者数になっています。採点に関しては、ルーブリックがきちんとしていれば、記述問題をブレない形で採点することは可能な数と言えるかもしれません。

ただ、先程佐々木委員が「実習の中で」と御発言なさいましたが、試験②と実習の前後関係というのが実はまだ曖昧です。その辺が少しはっきりしてこない、記述は実習に回すと即断はできないような気がします。田尻委員どうぞ。

○田尻委員：

その前に大日向委員が仰ったことは、23 ページの日本語教育の経過措置で、量的質的というのはありますので、そこを見ていただければ、十分に配慮しているということはまず前提としていきい。せっかくさつき大日向委員が仰っていただきましたが、それは事務局の資料にあります。

それから、今回は大きな方向性をつくるということなので、今出ていますように、大事な問題点があることは指摘しておきますが、あまりここで限定してしまうと、多分実際のつくる委員会のほうが規制を受けてしまうので、その難しさですね。大きな方向性を示すということで、あまり細かな試験内容に入っていくと、本来のこの委員会の決めることではないのではないかとすることはありますので、次のステップのことを考えて進めていただければと思います。

○西原座長：

ありがとうございました。御意見が出たのは、ここに書いてあることのうち、試験①、試験②も多肢選択とすると限定してしまったことについての御意見だと思いますので、これについて御意見があったということは議事録に留めて、ただ、実際に、田尻委員が仰ってくださったように、このこと自体の検討は、実施に関しての委員会が立ち上がったからということになるのではないかと考えております。

す。貴重な御意見ありがとうございました。

○大日向委員：

すみません、田尻委員のほうから御指摘があった件ですが、私が申し上げたのは、現在の現役の教師も含まれるのですが、これから日本語教師になっていこうという方たちについても申し上げたつもりですので、念のため付け加えます。

○西原座長：

ありがとうございました。伊東委員どうぞ。

○伊東委員：

最後、19 ページの、筆記試験の免除の対象者や免除する試験の範囲のところの最後、「教育実習を一体的に行うことが期待される」、この期待されるという文言、なんとかならないかなと思いました。むしろ「一体的に行うことが肝要である」ということで、ある程度断定してもよいのではないかということ、これを一言付け加えたいと思います。以上です。

○西原座長：

ありがとうございます。少し時間が押しておりますので、次のところについての御説明をお願いいたします。19 ページから 21 ページまでのところですね。

○圓入国語課長：

資料1、19 ページの後段(2)で教育実習の実施機関ですが、実践的な教育実習はどのようにあるべきかということは前回御議論いただきまして、後日も複数の委員の先生方からも御意見いただいたところを少し追加させていただきました。赤字のところです。19 ページの下段の2つのマル、赤字のところですが、こちらについても、平成 31 年の審議会の報告で提示されたことをもとに書かせていただきましたことと、一番多くいただいた御意見としては、2つ目のマルですが、指定日本語教師養成機関外で教壇実習を行う場合の責任体制というところで、複数の先生方から御意見をいただきました。実際の全体の教育実習を担当される教員と教壇実習指導者の役割分担を明確にし、当該養成機関の責任の下で実習機関も含めて一体的に質を確保する指導体制を置くことというように、大きな方向性としてここに書かせていただいております。

次 20 ページですが、破線の囲みの中で、前回御議論いただいたところを主に詳しく赤字で書いております。1つは、実習授業の方法といたしまして、オンラインで対応可能な範囲を検討すべきではないかという御意見をいただきました。その場合、ここでたたき台を書かせていただきましたのは、いわゆるメディア授業と言われるオンライン授業につきまして、同時かつ双方向に行われるもの、また、毎回の授業の実施にあたって、当該授業を行う教員が当該授業の終了時に適切な方法で評価をする、もしくは、質疑応答などを十分な指導が必要となると、それから、生徒の意見交換の機

会を確保するなどということで、面接授業に相当する教育効果を有すると認めた授業を実施ということで、前提となるものを現段階で書かせていただいております。こちらについては御意見だければと思っております。「留学生については対面を原則としつつ」と書いておりますのも、現行が対面必須ということになっていることもありますが、これからは生活者、就労者としての学習者を想定したオンライン授業で指導するというのも想定し、こちらは実習を学ぶ学生の方ではなくて、⑤に書いてある教壇実習の在り方ということで、対面型とオンライン授業両方とも学ぶということで、オンラインでの実習も含めることで検討すると書かせていただいております。こちらについてはいろいろ御意見もあろうかと思っておりますので、頂戴できればと思っております。

あと、教員の要件のところです。実際の教育実習全体を見ていただく方という意味で、まず①で、専任(常勤)の方で、担当教員を1名以上配置と書いておりましたが、その要件としては、実際にこちらのほうは前回と同じままにしておりますが、②のポツのような形で考えさせていただいております。ただ1つ、実務経験者を配置してはどうかという御意見をいただきました。専門職大学院のことを伊東委員からお話いただきましたが、こちらについては、専門職大学院ですと、例えば専攻ごとに概ね3割以上は専攻分野を受ける、概ね5年以上の実務経験と、かつ、高度な実務能力という規定が告示に出ておまして、中々専門職大学院と同じような形で実務経験を設けさせていただくのはちょっと難しいところがあるかと思っておりますので、ここは詳しくは書いておりませんが、どのような実務経験を有する方が、例えば教壇実習であれば、やはり指導にあたったことがある方という意味で、実務経験を有するということを追加させていただいております。

もう1つ、下のほうで教壇実習につきまして1点修正させていただいたのは、「1人あたりの教壇実習指導者が担当する実習生は 20 人までとし、」ということで、上限、目安を提案させていただいております。こちらについては、本当にこれで運営できるのかどうかという意見をいただいたところです。ただ、これは恐らくですが、実習は、実施されている大学と、420 時間の研修を実施いただいている機関での年間の運用の仕方が少し異なるところがあると感じているところです。大学であれば、春と秋の2期制で、例えば 20 名までであれば、5名、10 名ぐらいつつ受け入れられる場合と、法務省告示校で教育実習生を受け入れていらっしゃる場合、年間4期程でそれぞれサイクルをつくって、5名ずつ受けられている場合があるのかなということで、必ずしも一度に 20 人、1人が全部受け持つというイメージで記載してはおりませんでした。ただ、そこをどう表現するか、ここは年に最大 20 人ということと、具体的な運用の在り方については更に検討する必要があるということを書かせていただいております。

それから、実習のところ、21 ページです。こちらについて、教壇実習については、小・中・高等学校についてですが、学校に直接というのは制度的には非常に難しさがありますので、「実習施設における自治体や学校法人と連携した」と記載させていただきました。あと、※印にはなっておりますが、学校における実習指導について、いわゆる日本語教師の「中堅」に該当する者でない場合、「教壇実習指導者」としては認定するのが難しいので、学校における実習指導についてはまた更に別途検討する必要があるということを書かせていただいております。

最後に、実習の関係ですが、評価・公表です。こちらは先程の一体的な、指定養成機関外で教

壇実習を行う場合も含めてですが、その場合、実施機関につきましては、実習計画の概要、指導体制や、その方法や概要、教壇実習施設との連携の概要、評価方法の概要について、どのようなことを取られるのかということ公表していただければということに記載しております。これは試験と教育実習ということでの、いわゆる登録日本語教員とされる方向けにも必要かと思ひますし、指定養成機関の中で教壇実習をされる場合、指定養成機関外の教壇実習施設を活用される場合もあるかと思ひます。そういったことを踏まえますと、実習施設、実習機関としての概要は公表していただけたらということを書かせていただきました。また、前回御意見いただきました受け入れ人数、それから修了者数については、数字だけでは評価しきれないものではないという御意見は、御指摘のことと思ひます。ここにつきましては、これから実習を受ける方にとって必要な情報かと思ひますが、単純に数字だけで評価されないように、なぜそのような数字、例えば少し減少しているのだとしても、どのような外的要因があつてそのような状況なのか、また、それに対して改善充実を図るためにどのような取り組みを行っているのかというようなことを簡潔に書いて評価をしていただいて、公表も一部するというような対応でいかがでしょうかということを書かせていただいております。

参考資料の資料3は、本文を踏まえて修正をさせていただきます。こちらについて御説明は省略させていただきますと思ひます。

○西原座長：

ありがとうございました。今の説明の範囲で何か御質問、御意見等ありますでしょうか。伊東委員、宜しくお願ひします。

○伊東委員：

まず 20 ページですが、私としては、あらためてこの資料を読んだときに、実習という文言、教育実習と教壇実習、やはり明確に分けていただきたいと思ひました。20 ページのこの囲みの最初の実習内容、ここは明らかに教育実習の内容と理解しましたので、教育実習内容としていただければと思ひます。その下に、①②③④⑤の中に教壇実習が含まれるわけですね。これは教育職員の免許法も明確にこのことを、文言使い分けていますので、やはりここでも使い分けていただきたいと思ひました。これが1点です。

もう1点は、教員の要件のところです。教育実習担当教員と、教壇実習指導者が同じこともあり得ます。実際ありますから。この文言を読むと、あたかも教育実習担当教員と教壇実習指導者が別であるという現状を把握したような形で書かれていると思ひました。従つて、教育実習の内実をさらに充実させるものと考えれば、教育実習担当教員、そして教壇実習担当教員、これを別々という前提ではなく、もう責任を持ってやるんだという書き方にいただきたいと思ひました。そのことは、19 ページの一番下のマルです。「指定日本語教師養成機関外で教壇実習を行う場合は、教育実習担当教員と教壇実習指導者の役割分担を明確にし」これも違和感を感じました。何も役割を分担する必要はなくて、兼務している場合、あるいは一緒にやる場合もあるので、ここは教員と教壇実習指導者が連携する形や、あるいは、教育実習担当教員の指導の下に責任を持って行うというようなニ

ュアンスで書いていただきたいなと思いました。

そのことと、21 ページのところ、ここで教育機関内で行う場合と教育機関外で行う場合ということが明記されていますが、ここで役割分担があるかなと思いますが、ちゃんとした教育実習担当の下で教壇実習が行われるようにということをもう少し明記できればいいかなと思いました。以上です。

○西原座長：

ありがとうございました。まず 20 ページの破線の囲みのところは教育実習内容にするべきだということでした。それから、教育実習担当教員と教壇実習指導者が同じである場合があるので、それを別人に聞こえるように書かないほうがよろしいという御意見でしたが、具体的にはどうしたらよろしいのでしょうか。

○伊東委員：

西原先生、いいですか。先程の教員の要件の③のところですね。「教壇実習指導者が教育実習担当教員と異なる場合は」というようにしてはどうかと思いました。これは私の案です。

○西原座長：

そのことについて事務局はいかがでしょうか。

○圓入国語課長：

ありがとうございます。ここも非常に書き方が難しいと感じていたところですが、他の先生方からは、伊東委員御指摘のとおり、現状を踏まえて、ほとんどの大学、それから養成機関、420 時間の研修機関の中でも、全体をきちんとマネジメントする人と、実際教壇実習の部分をしっかりついて指導する方というのが、チームで対応していらっしゃるというようなことを前提に御意見をいただいて、そのときに、役割を明確にするようにという御意見でした。もちろん兼ね備える方もいらっしゃると思いますが、基本的に私どもとしては、実習機関として対応していただきたいと考えますのどえ、それぞれ役割を果たす方を明確にさせていただけたらという思いですので、そこは、申請、いただくときも、同じ場合は同じ御名前を書いていただくのもあり得るのかと考えます。

○伊東委員：

了解しました。御説明ありがとうございます。

○西原座長：

ありがとうございました。では、浜田委員、西村委員の順でお願いします。

○浜田委員：

20 ページの教壇実習のところですが。年に最大 20 人までということで、この 20 人という基準の考

え方を今日御説明いただきまして、よく理解できたかと思います。ただ、その続きの 21 ページ、指定日本語教師養成機関内の教壇実習の他、指定日本語教師養成機関外で様々な教壇実習が想定されるということがありまして、やはりそういった機関での実習を想定しますと、今お示しいただいたような人数でも少し多いというようなことがあるのではないかなと危惧しております。ですので、例えばこの指定日本語教師養成機関外の場合には、必ずしも年に最大 20 人ということを前提とせず、実習の質の向上に向けて体制をつくるというようなことを1つ入れていただければと思います。

あと1点、教育実習の評価の問題です。21 ページにかなり細かく書いていただいて、実習についても責任を持って評価を行うということが明示されていて良かったなと思いますが、例えば、実際教員免許のための教育実習についても、例えばあまりに教員としての質に欠ける場合には不合格を出すことも当然あるわけです。ですので、ここで評価を行うということが、そういったことも含めて、要するに本当に教師としての技能及び態度を判定するための機会であるということが、もう少し具体的にどう書けばいいのかというのは、あまりいいアイデアはないのですが、その部分まで考えていただかないといけないんだということが少し分かるような文言があればありがたいと思った次第です。以上です。

○西原座長：

ありがとうございました。20 人は多いとおっしゃいましたが、20 ページの一番下の赤のところに「年に最大 20 人までとし」と書かないほうがよろしいということでしょうか。

○浜田委員：

いえ、今お示しいただいたような考え方で 20 人というのはいいのですが、指定機関外での実習の場合に、前回申し上げたように、非常に少人数である現場が多いということも考えますと、20 人だからとか、一気に5人は必ず行くんだからということが必ずしも適正でない場合が考えられるのではないかということですので、今書いていただいている 20 人というのはそのままにさせていただいた上で、指定機関外での実習の場合について注意を要するというような趣旨が伝わるようにしていただければということです。

○西原座長：

ありがとうございました。西村委員どうぞ。

○西村委員：

私からは1つ質問です。21 ページ※印のところ、「学校における」とありますが、ここで言う学校というのは、小・中・高を指しているという理解でよろしいでしょうか。

○圓入国語課長：

はい、そうです。書き方が十分ではなかったと、※印の付け方は工夫させていただきたいと思い

ます。

○西原座長：

学校と言うと、日本語学校も学校だし。

○西村委員：

承知いたしました。例えば小学校ですと、あまり日本語教師の中堅にあたるような方がいらっしゃらないのというような御配慮かなと想像しましたが、よろしいですね。

○圓入国語課長：

はい。

○西村委員：

承知いたしました。では、そのように適切に対応いただければと思います。

○西原座長：

ありがとうございました。加藤委員、どうぞ。

○加藤委員：

伊東先生が仰ったところの、さらにその前提のところでの確認です。教育実習担当教員と教壇実習担当教員、それが重なるか別かというお話でしたが、それぞれの教育実習担当教員、それから教壇実習担当教員の要件のようなものはっきりと示されていないように思っています。つまり、その人たちの持つ能力記述と経験について、先程課長が説明の中で、外国人の指導経験がある、なしというところにも触れてくださったように、まずそれが1つの大きいところだと思っています。が、それと同等以上に、今の前の議論のところであった、今後、記述が残るか残らないかというのも1つ大きな論点だと思っています。記述試験の内容に相当するところを実習でできるかどうか、もしできるのであれば、尚更のこと、教育実習、教壇実習を実際にする人たちが問題解決能力を測ることもなるので、それらのことも考えた上で、実習ができるかどうかの要件に関連してくると思います。

ですので、その辺りのところ、どこまでできると想定するかというところを示すためにも、それぞれの教員のことについての、前提としての条件が記されたほうがいいのではないかと思います。以上です。

○西原座長：

ありがとうございました。これらの検討には色々な段階があつて、実際には審議会マターになるわけですね。

○圓入国語課長：

そのように考えております。資料3の2ページに、平成31年におまとめいただいた教育実習の内容というものをあらためて付けさせていただきます。ここは、授業形式としては、例えば演習や、実際の本当に実習ということ、それから、場合によってはオンラインのものも含まれるような形で、さらに教育実習の内容もイメージを膨らませていただくところがあるのかなと考えておりました。今日いただいた御意見では、教育実習の中に、記述式、かつ問題解決能力を実際にこの中で学んで、どのようにそれを測るかという評価方法なども御意見をいただきましたが、その指導にあられる方がどのような要件にあたるかというのは、20ページのこの教員の要件のところの一部記載はさせていただきますので、できましたら今後審議会にさらに具体的に方針を決めていただくところでの御議論の参考になるような、今後の方向性については、もう少し御意見もいただければと思います。今回に限らず、次回もありますので、後日でも結構ですので、先生方が実際にこの平成31年のときに御提示いただいた教育実習、かつ、今仰った問題解決能力をどのように測るのかということの指導にあられる方がどのような要件が必要なのかということかと思っておりますので、ご意見をいただければ、その部分もう少し記載して方向性をまとめさせていただきます。

○西原座長：

ありがとうございます。神吉委員どうぞ。

○神吉委員：

20ページのちょうど真ん中、「留学生については対面を原則としつつ、生活者、就労者としての学習者も想定したオンライン授業で」とありますが、対面型とオンライン型を両方やるということについては、私も賛成ですし、前回そういう話になったと思いますが、その対象をここで、留学生は対面、生活者、就労者はオンラインでというようなことを書くのは、色々な状況にむしろ縛りをかけてしまうような気がしますので、そういう表現はなくて、この後ろ、「教壇実習についても」のところ、「教壇実習についても対面型とオンライン授業ができることも重要であり」というような部分のみ残してはどうかと思いますが、いかがでしょう。

○西原座長：

「留学生については」に始まる1行半ぐらいを削除するということでしょうか？

○神吉委員：

はい。

○西原座長：

加藤委員どうぞ。

○加藤委員：

ありがとうございます。恐らく前回の私の発言からこの一文ができたのではないかと思いますので発言させていただきます。前回、教育実習がオンラインなのか、もしくは対面なのかという議論になったので、特に留学生に関しては対面が必須なのだという言い方をいたしました。それで、このような文章になったのではないかと思います。今、神吉委員が仰ったように、そこでの差を言っているわけではなくて、留学生にしても対面あり、オンラインあり、つまり、全てに対してオンラインと対面というものが両方きちんとできるような教員を育てていくと思っております。前回の発言に引っ張られてこの文章ができたのではないかと懸念もありましたので発言させていただきました。ですので、神吉委員が仰ったような形での修正が入るということに賛成です。

○西原座長：

ありがとうございました。その他はよろしいでしょうか。では続いて 21 から 23 ページまでですかね。

○圓入国語課長：

21 ページ以降の(3)の指定日本語教師養成機関につきまして、少し御説明させていただきます。赤字のところ、いただいた御意見を修正させていただいたという状況ですので、御覧いただければと思います。22 ページも、あらためて先程の教育実習との関係で、養成機関と実習施設の関係で行きますと、実習全体の組織体制・指導体制をしっかりと明確にするようにという御意見をいただいたものですから、こども併せて書かせていただいたという状況です。

養成機関につきましては、あまり修正箇所はなくて、23 ページも少し修正させていただいておりますが、それも御意見いただきまして、マルの2つ目ですが、きちんと定期報告等を求めるとともに、国は実地調査も、一定の期間を置いてということだと思いますが、実施する必要があるのではないかと御意見を頂戴しましたので、追加させていただきました。23 ページまでの指定養成機関につきましては以上です。

○西原座長：

ありがとうございました。田尻委員どうぞ。

○田尻委員：

これで結構ですが、全体として、指定日本語教師養成機関のときに、せつかく今回は、3分野5区分、ずっと何度も出てきますから、それにきっちり対応しているかどうかというのを、これは次の機関がやるので、希望ですが、安直な読み替えとか、こっちはこれにしましたみたいなことはしないようにという希望でして、こども別にここに書き込むことではないです。ただ、この段階でこの流れをきっちりやっていただきたい。そうしないと、指定日本語教師養成機関も大変大事なものですから、そこは平成 31 年の日本語教育人材養成研修の在り方に合わせて厳密していただきたいという希望

だけです。この文言の訂正ではありません。

○西原座長：

実際に指定するという過程については、審査するときに厳正に、定義どおりにしなさいということを含んで、みんなでやりましょうというお話ですね。ありがとうございました。どうぞ、西村委員。

○西村委員：

2点あります。1点は、22 ページの中ほどの教員のところにある1つ目のポツですが、ここに「養成課程の編成に責任を有する常勤の主任教員を置く」とありますが、確認ですが、この常勤というのは、その機関に常勤で勤めている教員という意味で、教員養成のみをやっている、それだけを専任としてやっているという意味合いではないという理解でよろしいでしょうかという質問が1点あります。

それからもう1点、その2つ下の段の財務状況の部分ですが、その1つ目のポツに「指定日本語教師養成機関の財務状況を提示すること」とありますが、これはあくまでも機関という形でよろしいのでしょうかという確認です。例えば専門学校ですと、各学科がありまして、学科の1つとして日本語教師養成というのをやっていたりする専門学校もかなりあるかと思います。その場合、そこだけを切り取って財務状況を出すというのは難しいかなと思いますので、2つ目の下のところと関連するような、適切に学生から集めたお金を使っているかという目的なのかなと想像するのですが、その辺りも併せて御説明いただくと助かります。宜しくお願いします。

○圓入国語課長：

ありがとうございます。ここは、御意見いただきたいところで、もちろん、常勤、いわゆる専任ということで書かせていただきましたが、大学や、例えば法務省告示校で 420 時間を受け持っていたら先生方の日頃の担当される割合といえますか、どのような状況かというのを踏まえながら、もう少し御議論いただいたほうがよろしいかと思っています。非常に熱心に取り組んでいただいている先生は、実際に留学生の御指導にあたられながら養成もあたっておられる方もいらっしゃいますが、ただ、全員が毎日授業を持っていらっしゃる中で、養成課程も少しだけやるという状態になると、養成機関としての質をどのように確保するのかということが起こり得るかなと思っていますので、その辺りは今回方向性として御意見いただいて、審議会などでもしっかり御議論いただく点としては、重要なポイントとして少し議論いただいて意見を整理させていただきたいと思っていました。

財務状況につきましても、このお話もいただくことになるのかなと思っておりましたが、仰るとおり、ポツの受講料や教材費などを確認させていただきながら、全体の財務状況がどのように整えられているかということかとは思いますが、全体を見たときに整合性が中々取れない、見えないということになると、実際の審査のときにはさらに深く御質問などもあろうかと思えますし、場合によっては、あまりに組織が大きくて、いわゆる養成課程を持っていらっしゃるところとの結び付きが見えない場合は、例えば追加で状況をお伺いさせていただくということもあろうかと思えます。ただ、それにつきましても、審査の運用上どうするかということになりますので、また審議会などでも、どのように運用し

ていくかということは整理いただきたいと考えております。そういう観点を含めて整理する必要がある
というような書きぶりで、今回方向性としてまとめさせていただければと思います。

○西原座長：

今のご意見の前提として、専任教員、または、そのときに留学生に対して教育実践をしている専
任が当然たくさんいらっしゃるが、養成課程だけに関わっている専任という人もいるのでしょうか、い
ないのでしょうか。

○西村委員：

どちらもいると思います。ただ、比率としては、これは私の個人的な印象で根拠はないのですが、
日本語を教えながら教員養成をやっている、弊社でもそういう教員養成科があるのですが、教員養
成を主に担当していて、そして、日本語学科での授業も一部担当しているというようなケースが多
いかと思います。個人的には両方を受け持つということは、それはそれでメリットがあって、教育実
習での連携であったり、あるいは、日頃の日本語教師としての経験がアップデートされていきながら、
教員養成にも生かされていくというメリットは多分にあるかなと思います。ですので、専任という形で
はなく、その機関に常勤でいて、主に養成をしているというような形で兼務することをよしとして残し
ていただきたいと思います。

○西原座長：

ありがとうございました。札幌委員、どうぞ。

○札幌委員：

22 ページの課程の教育内容の2つ目の中黒点のところの『日本語教育の参照枠』を踏まえ、言
語教育法・実習などを編成することとある中の『日本語教育の参照枠』を踏まえ」というのは、具
体的にどういうことまでを期待されているのでしょうか。今の現行の初級、中級、上級でかなりできあ
がっているカリキュラムの中に「日本語教育の参照枠」のスケールも持ち込んでというのもアリなん
でしょうか。それとも、今後は初級、中級、上級という今までのようなものは置いておいて、参照枠の
ほうをベースとした課程での指導をしてくださいというところなののでしょうか。どこまでが具体的に「踏
まえ」という言葉が期待されているものなののでしょうか。

○圓入国語課長：

今御指摘の「日本語教育の参照枠」、令和3年の10月に文化審議会の日本語教育小委員会
でおまとめいただいたものですが、ユーザーとなる方々、ステークホルダーの方々からすると、そうい
ったスケールで表すような、日本語教育プログラムとして一定の質を確保されているものとして、い
わゆる日本語教育機関から発信もしていただきたいというニーズが非常にありましたので、そうい
ったものを踏まえて考えていただけたらとは思いますが、具体的には、文化審議会日本語教育小委

員会でどのような形でそれを踏まえたプログラムにさせていただくものを求めるのか、どの程度なのかということも含めて、審議会でぜひ御議論をいただきたいとは考えております。

○西原座長：

ここでなければならぬと書いてあるわけではなく、参照枠を踏まえるということですか。

○圓入国語課長：

ただ、一定の目安として、習得レベルということだけではなくて、やはり文化審議会で御議論いただいた際には、どのような指導、評価の方法など、いわゆる参照枠については、目安だけではないところで御議論いただいて、定義をまとめさせていただきましたので色々な意味合いがありますのと、更に、先程申し上げましたように、日本語教育機関以外の方々が日本語教育機関に対して期待していることとなりますと、国際通用性や、さらなる、例えば就労や生活でも、どの程度習得できるレベルの日本語教育プログラムを提供していただいているのかという情報を、非常に必要だと考えていらっしゃることを踏まえると、日本語教育の参照枠を踏まえた教育プログラムなども編成いただければと。ただ、短い期間に完全に習得いただけるというのも非常に難しい面もあろうかと思っておりますので、そこは養成から、試験実習、さらには現職に就かれた後の研修も含めて、日本語教育の参照枠を踏まえたものをぜひ取り込んでいただけるような御議論をいただけたらと考えております。

○西原座長：

ありがとうございました。加藤委員、現実の留学生対象の日本語教育の中で、前回、前々回、この方向で実施していると仰っていたと思いますが、いかがでしょうか。

○加藤委員：

実施していると申し上げたのは、50 項目設置しているということです。参照枠に関しては、文化庁から去年示されたところですので。ただ、私たちの考え方から行くと、私たちが養成する教員という人たちも、留学生に教える教員だけを目指しているわけではなくて、生活であったり就労であったり、それから海外に行くといった広い意味のところをすることを考えると、当然参照枠というような1つのスケールで考えることは基本だと思うので、道半ばではありますが、そちらに向かって整えていく方向で行くつもりでおります。以上です。

○西原座長：

ありがとうございました。浜田委員、どうぞ。

○浜田委員：

審議会の委員としての立場から意見を述べさせていただきます。ここに「日本語教育の参照枠を踏まえ」と書いてありますのは、札野委員が仰ったような、単なるスケールとしての A1、A2ということ

ではなく、日本語教育の参照枠が踏まえている言語学習観や、あるいは学習者観、あるいは can do を単位としてカリキュラムを組んでいくと、そういうようなことも含めて、そういったものをきちんと踏まえた言語教育ができる方を、というような意味でここに書いているのだと理解しています。

ですので、審議会のほうでもその方向性で議論をさせていただきたいと思っておりますので、それはけしからんというようなことがもしありましたら、今御意見としていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○西原座長：

神吉委員、どうぞ。

○神吉委員：

1点確認というか、ここの議論を超えるかもしれないのですが、21 ページの教壇実習の実施に際しての、どこでやるかという例がありますね。一番上に「認定を受けた日本語教育機関に設置されたコース」でやるということがありますが、ここは告示基準との整合性みたいなことについては大丈夫なのかというのがちょっと私の疑問です。というのは、必置資格として、資格のある人が教えるんですよということがルールになる中で、実習生がそこに入って教壇実習を一定期間やるということ、制度としてきちんと担保できていないと動かなくなると思いますが、この辺りはいかがでしょう。

○西原座長：

現行の告示基準のことを仰っていますか。

○神吉委員：

そうです。

○西原座長：

これが走るときには、その告示基準ではない、指定の審査基準が。

○圓入国語課長：

こちらについては、現行の話はあるかと思いますが、入管庁ときちんと御相談をしていきたいと思っております。あくまで教育実習、きちんと責任体制を敷いていただいて、教壇に立っていただくと。教壇実習に立つ生徒がそのまま単独で教えるということではありませんという前提ですが、そういった状況で、できましたらそのような状況も認めていただけるかどうかという方向を、入管庁さんにはきちんと御相談を進めさせていただきたいと思っております。

○神吉委員：

もう1点、同じところで、企業・事業者等との連携というのも、お金を払ってコースを委託していると

ころが、一部を実習生に担わせてもいいよというのが、私はちょっと現実的に非常に難しいのではないかと考えていて、その辺りを産業界とどう調整するかというのも今後必要になってくるのではないかと思います。というのは、今日も議論に出ています質の確保と同時に量の確保も必要となると、実習の場所がやはりある程度十分に用意されていないと困るわけですが、それが現実的に本当に動かせるのかというのは、今後の非常に重要な検討事項かなと思っています。以上です。

○西原座長：

ありがとうございます。それでは次に行きます、本日最後の議論になります。

○圓入国語課長：

続きまして、(4)の日本語教員の登録に関する経過措置に進めさせていただきたいと思います。こちらについては、前は文章化していなかったところを文章に起こさせていただいたのと、それから資料の2、特に2ページ目、3ページ目以降に前回お出した資格取得ルート(イメージ)【たき台】というものを修正改定をさせていただいたものを添付しておりますので、こちらを御覧いただければと思います。

まず、(4)の最初の文章のほうのマルのほうですが、こちらにつきましては、これまでの御議論いただいたことも少し踏まえまして書いておりますが、この下、マル2つ目を御覧いただければと思います。先程大日向委員からもお話ありました、まずは日本語教師の現状をどう捉えて経過措置を考えるかということ丁寧な議論いただければと思っております、こちらに書いておりますのは、例えば、日本語教師の実務経験年数の状況や養成、勤務形態、それから、これはデータがないかもしれませんが、コロナ禍における2年半の中で、入国制限で、日本語教師の方々が職を離れてしまって、戻ってこれない状況がこの3、4月から続いているということを書かせていただいております。こういった中でもし制度改正を迎えた場合、非常に通常状況とは異なる状況だという御指摘かと考えておりますが、その中でも、在留外国人が非常に今戻ってきている。今年の6月で296万人程ということで、新規入国者の留学生も、つい9月のデータだと14万人ぐらい、通常であれば10万から12万ぐらいであったところをかなり一気に戻ってこれているということを伺っています。そういったところで、先生方の日本語教師の質・量を確保するためにはどうすればいいかということで、経過措置を考える必要があるのではないかなという御指摘をさせていただきました。

先に現状についてデータを追加させていただきましたので、資料の2を御紹介したいと思います。資料の2の5ページ、まず現行制度で、法務省告示校の日本語教師の方のそれぞれの要件に合わせて、今どのぐらいの方が現職でいらっしゃるかというデータを付けさせていただきました。次のページ、参考で、日本語教育機関の法務省告示機関における日本語教師の方の状況を添付させていただきました。こちらについては、毎年文化庁で日本語教育の実態調査を行わせていただいておりますが、法務省告示校以外の日本語教育機関のデータも含めた形でデータを公表しておりますが、今回は法務省告示機関の日本語教師の方々の年代別の割合を添付させていただきます。こちら御覧いただきますと、40代、50代の方が約半数を占めているということで、非常に

20代、30代の方も少ないという状況があります。また、法務省告示機関の日本語教師の資格別集計を御覧いただきますと、一番多いのは、今 420 単位時間の機関の受講者、それから次が、日本語教育能力検定試験の合格者、その次が大学等の養成機関の修了者という状況で、その他研修機関の受講者という方もいらっしゃいました。

次のページ、日本語教師の②の状況については、更に日本語教師における常勤・非常勤の形態を、日本語教育の実態調査から抽出をさせていただいた、初めて出させていただきますが、非常勤の方が 65.4 パーセント、さらに 40 代、50 代に進めて見ていただきますと、非常に非常勤の割合が高いという状況が出ております。現在日本語学校で中核となる、教壇に立っていらっしゃる、もしくは教育のマネジメントをされている先生方というのは、40 代、50 代の方が中心であるということも伺っておりますが、状態としては少し不安定な状況でマネジメントにあたっておられるのかなと想像いたしました。

こういった状況の中で、先程大日向委員が仰ったような、コロナ禍における教師不足、戻ってきただけがないというような状況があるということを踏まえまして、どのように経過措置を考えていただくかということを整理させていただきました。

ここから資料2の3ページの、修正させていただいた登録日本語教員の資格取得ルートイメージを御覧いただければと思います。御意見を踏まえて前回と異なるのは、将来的にわたって、原則である試験を受けて、教育実習を受けていただく方が A ルートです。養成課程を経て、試験①を免除されて、教育実習までを受けていただく方が B ルートということで、これが右と左、両脇にありましたが、いったん左側に全部寄せました。C、D、E、F は経過措置期間ということで、あらためて配置を変えました。C ルートは前回とほぼ同じです。ただ、これは御意見いただきたいのですが、指定養成機関と同等と認められる現行課程修了者ということですが、これも恐らく指定養成機関にただちになるのは時間がかかるという養成機関のうち、必須の 50 項目をすでに実施している機関ということで、基礎データ集にも入れましたが、179 の大学、大学院での改善に取り組んでいらっしゃるところがあるということ、それから 420 時間の機関も 89 ほど取り組んでいらっしゃるという状況を踏まえると、取り組んでいらっしゃる場所に確認させていただいた上で、経過措置を受けられる方々がいらっしゃるのではないかと考えております。また文章のほうで触れていますが、この制度がスタートするときに、在籍する学生の方々も配慮が必要だということで、在籍者についての言及もさせていただきました。

続きまして D、E、F は、現職の日本語教師がどのようになるのかということで、前回もう1つ別にございました質が担保された機関で経験がある方以外の方というルートもありましたが、それは削除したほうが良いということですので、それは削除させていただきました。現職日本語教師の中でも D ルートは、現職になられて一定の期間、長くはない方をイメージしていますが、一定の期間を経られた方は、試験①と②を受けて、教育実習は免除で D ルートということで残しております。E と F については、新たに記載しました。例えば一定の研修を受けて、40 代、50 代の方々には、求められる教育内容を御理解されているかどうかを確認した上で、教育実習を免除というルートができないかという御意見を頂戴しておりました。

資料は、簡易な形で書かせていただきましたが、求められる教育内容、質と能力についてどのように考えるかということですが、国として平成 12 年の報告書がありまして、そこで3領域5区分となる、元となるものをお示しさせていただいたものがあります。その上で平成 31 年の文化審議会での3領域5区分での必須の項目 50 ということで、これまでの蓄積を経た上で求められる教育内容を方針として出させていただいたという経緯があります。そういったもの以前のもの、報告書が平成 12 年でしたので、12 年以前のもの、範囲が異なるというふうに理解させていただいておりますので、12 年以前のもの、12 年以降については、試験の内容もそれを踏まえて整理をされている可能性があるのではないかということで、2つのルートをいったん整理させていただきました。

特に、最近求められる新しい教育内容が出てきていますので、4ページ、必須の 50 項目と合わせて御覧いただいた場合に、ここ最近新たに加えられた教育内容、近年の状況を踏まえた、また更にアップデートが必要と考えられる項目があるかと思っております。これも平成 31 年以降の状況もあるかと思っておりますが、平成 12 年以降という区切りもあるかと思っております。こちらについては、12 年以降で考えさせていただくことにしたときに、青字と赤字のところは、ここ最近変化がある、新たに加えられる教育内容があるとイメージしたところに色を付けさせていただきました。こういったものをアップデートしながら、きちんと講習を受けて進んでいただく場面があるかなということと、さらには4ページの中で、「社会・文化・地域」、「言語と心理」につきましては、平成 12 年以前の報告では対象範囲に含まれていなかったイメージを持っております。

そういったことを踏まえると、3ページに戻ると、E ルートについては、平成 12 年以前のものということで、まずは基礎的な知識技能という意味で、講習 I を受けていただいて、さらに筆記試験②を受けていただく。F ルートは、平成 12 年の報告にある3領域5区分は踏まえたところでの民間試験の一定の要件を満たすようなものに合格された方については、アップデートが必要な講習 II を受けていただければ、教育実習は免除ということで1つのルートをつくれないうこととです。ただしこれは、求められる教育の内容、資質、能力を十分に議論しているわけではないので、有識者の先生方の御意見もいただきながら、民間試験に該当するものとしては、一定の要件を満たすものであるということにつきましては、有識者の方による分析や検討をしていただいた上で、経過措置の手続きを具体的に検討させていただくことも必要であろうと考えています。

どのような内容になるのか、まだまだ議論が十分でないと考えていますが、日本語教師の現職の方の現状と、過去の議論の蓄積、これまでの日本語教師の方々や試験の蓄積を踏まえると、複数のルートを念頭に、これから具体的に検討を進めていただければという、あくまでイメージとしてのものをまとめさせていただければと思っております。文章については、まだまだ言葉としては補う必要があるかと思っておりますが、23 ページから 24 ページにわたって、それぞれのルートについて、どのような背景からこういうものが必要であるということ、先生方から御意見をいただいて、より分かりやすくしていきたいと考えています。まだまだ十分ではないと思っておりますので、今日は御意見いただいて、今後の検討の参考になるような方向性としてまとめさせていただければと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

○西原座長：

ありがとうございました。かねがね各委員から経過措置について御意見もいただいておりますが、このようにあらためてまとめられたものを御覧になっていかがでしょうか。西村委員。

○西村委員：

前回、現職の日本語教師に関して、試験ももう少し受けなくても済むような可能性はないだろうかとお話しさせていただいたことが、講習という形で提案されて大変うれしく思っています。講習に関して質問ですが、内容に関してはある程度書かれているようですが、例えばどのぐらいの時間数こなすのか、講習Ⅰを受けないと講習Ⅱが受けられないのか、その辺の具体的なイメージがあれば教えてください。

○西原座長：

図でいうと、EとFのところ、講習Ⅰを受けて講習Ⅱを受けることになっているけれども、この順序はこれで決まっているのかということですよ。

○西村委員：

順序よりも、それぞれの講習のもう少し具体的なイメージ、時間数や学習する範囲はどのような感じか。

○圓入国語課長：

私もここは非常に悩ましいところですが、お許しいただけるようでしたら、今日は時間が残り少ないので、次回にたたき台で先生方に御議論いただけるようなものを出したいと思いますがよろしいでしょうか。

○西原座長：

今回でなく次回にももう少し具体的な議論があるということはいかでしょうか。

○西村委員：

もちろんそれで構いません。ありがとうございます。

○西原座長：

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員：

恐らくこれも次回になるかもしれませんが、一昨日も検定試験ありましたが、直近の試験合格者がどういった扱いになるのか、つまり直近で日本語教師になろうと思って講座を受ける人たちが

どういった形になるのかといった辺りも、この中で示していけるといいのかなと思いました。今日ということではなくて、次回それに触れていただけるといいと思って申し上げます。

○圓入国語課長：

加藤委員が仰ったように、これから新しく日本語教師になりたいと思って学び直しをされる方にとっても、直近どうなるのかということを知りやすくお伝えできるようにという趣旨かと思いましたが、C ルートをはじめ、平成 31 年以降の1つの区切りになっていると思いますが、その辺りは丁寧に文章化させていただければと思っています。ただ、こちらについては、審議会での御議論をいただくところもあろうかと思しますので、また法案の審議なども踏まえ、多方面でも御意見をいただく場面がたくさんあるかと思しますので、有識者会議の先生方からは、こういう方向性で具体的に検討をというメッセージとして、ぜひ具体の御意見をいただければと考えております。

○西原座長：

参考までに伺いますが、一般的な見込みとして、この制度が実施されるのは令和6年度になるのでしょうか？

○圓入国語課長：

そこも御説明させていただきますと、これから法案を提出させていただく時期が、まだ正確に確定しているわけではなく、現在は検討中の法案ということで、政府としては登録をさせていただいております。今臨時国会も検討してますという形では、お出しさせていただいているということですので、政府全体の中で御議論いただいて、正式に提出させていただけることになりましたら、そこからスタートということで、ただ、公布された後の準備期間は置かせていただいたほうがよろしいかと考えておりますし、まずは法律の後に政省令の下にも運用のルールを決めていくことになろうかと思っております。そうすると、成立公布の後、1、2年はさまざまな準備、説明会や御相談の対応という期間も置かせていただくということで、必ずしも6年ということは明言できない状況です。

○西原座長：

今勉強している人、これから大学に入って勉強する人が、卒業するかしないかぐらいのところ、新しい制度になるのか、今、養成講座に入っていて、これが走る前に修了してしまうという微妙なところにいる人たちはどうするんだろうというのは、当然考えますよね。

○圓入国語課長：

そういう意味では、C ルートや F ルートを書かせていただきまして、求められる内容の方向性は先生方に方向性をお示しをいただいて、私どもとしても今後の検討の方向性を可能な限りまとめて出させていただければと思っていますので、宜しくお願いします。

○西原座長：

現行の学生、それからこれから入学試験を受けて入ってこようとする人にどういう説明をするかというの、中々御苦労される場所かと思っております。田尻委員、どうぞ。

○田尻委員：

言葉の単なる修正ですが、24 ページの上から4行目大学別科、大学には留学生別科以外に別科がありますので、必ず留学生別科で統一していただきたいというのを、前から申し上げています。今日の方向性としては、登録日本語教師の A から F のルートを随分苦労してまとめられたので、ここを前提に次回やっていくということを確認しておかないと、ここが動くともた動いていくと思いますので、そこだけ座長をお願いします。

○大日向委員：

E ルート、F ルートについては、現役の日本語の先生たちにとっては、御配慮いただいたということとありがとうございます。先程の加藤委員のお話に付け加えると、民間試験の合格者というのは、現職の日本語教師の民間試験の合格者だけではなくて、現在教師をやっていないけれども、民間試験を合格した者というのが E であり F でありに含まれるのでしょうかというのが1つ確認です。

○西原座長：

C、D、Eは、一番下が現職日本語教師になっていますので、日本語教師やっていない人はCにもDにもEにも入らないという図になっています。

○大日向委員：

D はともかく、E と F については、試験を受けて合格しているけれども、教師をやっていないと、経過措置の利益は受けられないというお考えでしょうか。

○圓入国語課長：

御指摘ありがとうございます。現職で今就いている方という定義は、実務に関わっていらっしゃる方。それもどのような方々なのかという定義付けは引き続き検討が必要だと思っております。更に、民間試験合格者で現職に就いていない方についても、様々な方がいらっしゃるかと思います。全く教壇に立ったことがないまま合格した方もいれば、いったん離職されている方、日本語教育に関わる場所で何年か働いている方もいらっしゃれば、育児などで2年以上離れている方、色々な方がいらっしゃると思いますが、そういった方々については、また丁寧に御議論いただく必要があると思います。そういうことも議論する必要があるということは、文章に記載させていただければと思いますが、今回そういった方々の具体的話も、なるべく方向性を今回いただけましたら、次、有識者の会議、審議会などで御議論の継続をさせていただければと思っております。民間試験の合格者も、12 年の前か、12 年以降でまた違いが出てくるかと思っております。先程田尻委員も仰っていただいたように、

大きな方向性については、この図と、加えて現職ではない方もどのような対応をさせていただくかの検討もあると思うのですが、大枠としてどのような形がいいかというのは、先生方の御議論をいただいてまとめさせていただければと思います。

○西原座長：

試験を受けて合格した人は6、7万人？

○圓入国語課長：

日本語教育能力検定試験でしたら4万人です。

○西原座長：

かなりの数がいらっちゃって、その方々にあるステータスを与えてしまうと、ものすごいことになる。

○大日向委員：

もう1点よろしいですか。資料6ページで一目瞭然ですが、現職教師は420時間を修了した先生が、たくさんいらっしゃいます。私が心配するのは、この制度ができあがると、これまで告示校で勤務していた方たちが勤務できなくなるということです。例えば420時間の養成講座を受講した者については、EやFに含めることができないだろうかということを検討いただきたいと思います。

○西原座長：

それはBに入るんでしょうか？

○圓入国語課長：

Cです。

○大日向委員：

このCというのは、指定養成機関と同等と認められる現行課程修了と書かれておりますが、参考資料に書かれている420時間というのは、Eルート、Fルートの下に書かれている平成12年以前のものと同降のものと同降のものと混在しています。

○圓入国語課長：

現職の方はEとFもあれば、Cもあるということになるかと思います。マスが狭いので、かつこのところ、今であれば大学等の日本語教育に関する課程、専門学校等の養成研修というのも、Cのほうも入ってくる。ただし、必須50項目を踏まえて改善に取り組んでいただいているかどうかということを確認させていただくということですので、そこは420時間で一定の要件を満たしていればCルートに入ってくることを想定させていただいていたのですが、分かりづらいということでしょうか。

○大日向委員:

しかし、C ルートの方たちは、講習は必要ありませんが、筆記試験②が免除されません。

○圓入国語課長:

既に指定養成機関と同等と認められる課程であれば、受けていただく必要はないという方々がいらっしゃる。

○大日向委員:

いらっしゃるし、あるいは講習Ⅱだけが必要な方もいらっしゃる？

○圓入国語課長:

現職の日本語教師であって、受けたという方がいらっしゃればですが、E と F は養成課程を経ない試験のみの方をイメージしておりますので、養成課程で認められる課程を修了していれば、F のほうに行かなくてもよろしいかと思いますが。

○大日向委員:

分科審議会国語文化会で「必須の教育内容」について報告されたのは平成31年のことですが、平成12年に日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議で日本語教育のための教員養成について発表されました。しかしそれ以前の養成講座を受講して日本語教師になって、今も現役教師を続けている方もたくさんいらっしゃいます。私は、この方たちのことを申し上げています。

○西原座長:

次回までの間にこの表も少し改善され、説明も少し加わったほうがいいのかと思います。前田委員どうぞ。

○前田委員:

的外れな意見かもしれませんが、今の御議論を伺っていて思ったのですが、E と F にあたる人が、一定の要件を満たす者の下に※印1、2を踏まえ有識者による分析検討とありまして、E と F に該当する人がどれぐらいいて、有識者による検討の負担がどれぐらいあって、これが順調にいくのかどうかというところが重要かと思いました。せっかく検討がなされたのに、制度が維持できなくなるということがないようにしていただければということが、非常に気になりました。

○西原座長:

私もそのことは心配でした。

○圓入国語課長:

初めての試みなので、私どももそこは難しさを感じてはいるのですが、これまでの蓄積を考えていきますと、※印1と2を整理しまして、精緻さをどこまで求めるかということはあると思いますが、大枠として、これまでの審議会などの報告を踏まえた日本語教育の養成については流れがあると考えております。これは多くの先生方も長年見てくださっているもので、ぜひ御意見もいただければと思います。そこは平成12年、31年のことを軸にしながら、試験のありようも、どれぐらいの細かさはあるかと思いますが、適合するかどうかということを見ていただく。その見ていただく方々も、これまでの流れを熟知していただいている先生方に見ていただけるような材料は準備するというので、民間試験ということになりますと、恐らく指定をさせていただく民間試験機関ということになるかと思いますが、そこも協力しながら準備させていただきたいと思っています。御心配な点もあろうかと思いますが、そういったことはきちんとこちらも受け止めながら対応していきたいと思っていますので、また御意見をいただければと思います。

○西原座長:

私も個人的にはここ心配だなと思っていたところでしたので、そういう御意見をいただけて、これから事務局のほうでもとりまとめに注意すると思います。ちょうど時間になっておりまして、全体的なことについての御感想も伺いたいと思っていましたが、今日は実質的な御質問と御意見ということで終わらせていただきたいと思います。長時間にわたって御協力いただきまして、ありがとうございました。次回にも同じように御検討いただくことが残っていると存じますが、引き続き宜しくお願いいたします。

○中村地域日本語教育推進室長:

本日はありがとうございました。本日いただきました意見で、さらにメール等でお寄せいただくことがありましたら、次回会議に反映してまいりたいと思いますので、宜しくお願いいたします。次回の会議日程については、11月17日木曜日を予定しております。事務局からは以上です。

○西原座長:

では、これにて今日の会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。